

第6回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会 会議録

日 時	平成30年1月19日(木) 13:30~15:30
会 場	芦屋市役所東館3階大会議室
出席者	委員長 陳 礼美 委 員 岩本 仁紀子, 加納 多恵子, 小林 浩司 佐野 武, 原 秀敏, 江尻 真由美 恩田 泰子, 横山 宗助, 寺本 慎児 欠席委員 宮崎 睦雄, 針山 大輔, 柴沼 元 アドバイザー 仲西 博子 事務局 高齢介護課 篠原 隆志, 小林 明子, 山本 直樹, 松本 匡史, 井村 元泰, 大西 貴和, 洲崎 智子 社会福祉課 小川 智瑞子 地域福祉課 細井 洋海, 浅野 理恵子 障害福祉課 本間 慶一 (株)関西計画技術研究所 上野 泉
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	1人

1 議 題

- (1) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21の変更箇所について
- (2) パブリックコメント結果について
- (3) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(第5章)について

2 資 料

- (1) 事前配布資料
 - ・【冊子】 第8次芦屋すこやか長寿プラン21(原案)
 - ・【資料1】 第5回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会以降の意見・対応一覧
- (2) 当日配布資料
 - ・【資料2】 第8次芦屋すこやか長寿プラン21 意見募集の結果
 - ・【資料3-1】 第7期介護保険料について
 - ・【資料3-2】 認定者及び認定率の推移について(阪神南間比較)

3 開会

〈陳委員長 あいさつ〉
 〈委員会成立状況〉

4 議事

(陳委員長)

議事1の「第8次芦屋すこやか長寿プラン21 変更箇所について」、事務局より説明をお願い致します。

(事務局 小林)

事前配布【資料1】「第5回芦屋すこやかプラン21 策定委員会以降の意見・対応一覧」について説明。

(陳委員長)

ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。

(原 委員)

確認だけさせてください。質問ということではないのですが、かなり対応していただいていると思います。前回もお話が出ましたが、「拡充」というのは何を以て「拡充」なのか。何か基準があるのかということをお教えいただきたいと思っています。

(事務局 篠原)

今までの取り組みを充実していきますというのは、単に今の枠を増やしていくなど、そういった意味での充実という形では記載はしていません。具体的に「充実」と記載しているのは、新たに対象者を増やしたい、枠を増やしたい事業として数を増やしていくとか、芦屋市として新たに力をいれて取り組むところについて充実という形にしております。「充実します」という文言等を書いているところでも充実という形で、かっこが入っていないところがあると思います。従来通り、単に「充実を図っていく」という部分にはついておらず、対象者や新たに箇所を増やしていくなど芦屋市として団体への取り組みということで力を入れていくようなところに「充実」という文言を記載しました。

(原 委員)

ハード面的な、数値で置き換えられるところを評価するのを充実というようにイメージされているのですか。

(事務局 篠原)

その部分もちろんございますし、例えば、老人クラブやシルバー人材センターのところにも充実と書いています。芦屋市の特性として、シルバー人材センターや老人クラブは、全国的にみても頑張っており取り組みをしていただいております。芦屋市として引き続きさらに連携をとりながら新しい施策と一緒に考えていく必要があるところについては、ソフト面でも充実をさらに図っていくということで記載しております。もちろん原委員のご指摘のとおり、新たに枠を広げたり、対象者の方を増やしたりというようなことを充実ということで記載しています。中身については今回良いきっかけとなりまして、こちらの事務局のほうで施策として目標が定まったかというように考えております。

(原 委員)

「充実を図ります」、あるいは101ページの「担当職員を継続配置して、体制を強化します」、あるいは「環境整備に努めます」とは、どういう基準でされているのか。何か基準をつくらないと、見る人によってこれは充実、あるいはそうではないというような判断基準がないと困りますので、何か基準があるのかとあえてお尋ねしました。これはまた修正していけばいいわけです。

(陳委員長)

他にございますか。

では議事2に進みたいと思います。

議事2の「パブリックコメント結果について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局 篠原)

当日配布【資料2】「第8次芦屋すこやか長寿プラン21 意見募集の結果」について説明。

(陳委員長)

ただ今の事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

(原 委員)

いま課長はフィードバックとおっしゃいました。具体的にはどういうことですか。

(事務局 篠原)

市民意見募集は1月26日までです。1月19日現在、お2人の意見が出てきています。前回は0件だったのですが、駆け込み等でパブリックコメントが追加で出てくるかもしれません。その場合、ご意見の回答を委員長と協議し、回答結果を含めて委員の皆様にご報告させていただきます。最終的には3月にホームページで公表する予定です。

(原 委員)

どの範囲で公表されるのですか。

(事務局 篠原)

お配りしている資料の形で公表を予定しております。

(小林委員)

パブリックコメントの3つ目のところ、「それができない時に行政がすべきことを施策とすべきではないでしょうか。」というところが私も気になっているところです。

前回、前々回も気になって、「我が事・丸ごと」の話になってしまいますが、その「我が事・丸ごと」ということに引っ張られてしまうというか、「我が事・丸ごと」を誰がするのかということがわかりにくくなっていくのではと私自身懸念しているところです。

先ほども用語集のところで「我が事・丸ごと」の解説がついたのですが、この考え方は立派ですばらしいことだと思うのですが、用語集201ページのところでしたら、主語というか「地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみを作っていくとともに」ですが、主体的に作っていくのは誰なのかというところがわからなくなりました。よく揶揄されて丸投げだという捉えられ方をしたりするのですが、「我が事」として市民が捉えていくことはとても大事だし、主体的にやることも大事なのですが、かなり方向転換というか、考え方をみんなに変えていきましょうということになります。そうすると仕組みづくりは行政がしていくのではないのでしょうか、という意味の質問ではないかと思えます。

地域で支えることも大事だし、地域住民主体の見守りも大事で既にやっていて、それ以上どうするのか、誰がやるのかといったところが疑問になっていて、それは市民と行政が一緒にすることもあるでしょうし、行政が中心になってやることもあるでしょう。そういった仕組みをこれから一緒に作って行きましょうということもあるでしょう。そういったことが整備されていくというのは、すぐには当然難しいですし、今後そういった流れというのはそう変わるものでもないでしょうし、そうしていかざるを得ないということもあると思うので、できるだけ今回の説明のところではより分かりやすく解説する必要があります。地域共生社会のご説明は197ページにあるのですが、共生型サービスのことがよく分からなくて、「みんなで一緒に」というイメージだけが先行してしまっていて、誰が何をどうするかは分かりにくいというのがご質問なのではないかと私はとらえました。

市民意見募集結果の4つ目の市の考え方について、「介護職員の慢性的不足」についても、答えの1つとして、これだけというのは違うという気がします。これは新たな開発みたいなところで、それこそ「我が事・丸ごと」という文脈のなかで新たな担い手という言葉が出てきているでしょうけど、根本的な人材不足のことについては何か芦屋市として手立てを打たないのかということについては触れられていないので、それについても説明があったほうがいいのではと感じます。

(事務局 篠原)

「我が事・丸ごと」の部分につきましては、計画(原案)89ページから90ページに、基本目標1から4について記載しております。この意見をいただいている方につきましても、

基本目標1に書いてある「高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合も、可能な限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、住民主体の見守り体制の整備を進めるとともに、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進します。」ということに対しまして、実際に地域住民の方が実施しているのではないかということで、基本目標4が行政としてやるべき施策としてより重要なのではないか、というご意見をいただいていると認識しております。

基本目標4のなかでも特に施設整備と専門職員の増員、介護職員の慢性不足について検討するべきではないか、ということをご意見をいただいていると認識しております。

「我が事・丸ごと」の部分につきましては、これまでも地域の互助ということで、もちろん取り組んできたということはその通りでございますが、市の考え方に書いてありますように、超高齢社会を見据えたときに、もちろん住民主体ではありますが、仕組みを作っていくのは、行政も然り市内の事業所も然り関係団体も然り、その中で住民主体の地域づくりを更に推し進めていく必要があるということで記載しております。

基本目標4の介護職員の慢性的不足につきましては、国でもいろいろ課題になっております。1つは、国は介護報酬、処遇改善というかたちで上乗せをしようということを考えております。県のほうでも就職フェアなどを実施しております。芦屋市につきましても、介護職員の不足や新たな人材の発掘という意味では、いま事業所連絡会と具体的に検討をしております。例えば、芦屋市では就職フェアができるかどうか協議しておりますので、それを検討した上で事業実施をして参りたいというように考えております。

(小林委員)

後半の介護職員のことに関しては、そのようにされていることを付け加えてはどうでしょうか。何かをしてくれとかそういうのではなく、実際されていることだとか、芦屋市がいろいろ努力していることをあわせて書いたほうがいいと思います。

ただ、「我が事・丸ごと」のことは、可能な限り分かりやすく説明をしたほうがいだろうと思っていて、それは次回の3年後に向けて、少しでも整備ができていほうがいいと思います。もう一度、用語解説のところでもより分かりやすく、できることがあれば修正を加えていただけたらと思います。

(事務局 篠原)

用語解説を含めて国などの実際のわかりやすい資料等も参考にして反映させていただきたいと思います。

また委員もご確認いただきまして、ご意見等頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

(原 委員)

前回から「我が事・丸ごと」が非常に分かりにくいという話が出ました。そのすれ違いが残っているような感じです。

これは芦屋市のオリジナルではないのですよね。これは厚生労働省のキーワードです。ですから、一地域だけではなく、これから国を挙げて、こういう取り組みをしようとしている、という位置づけがわかりません。なので、そのようなイメージを全国での動きとして、これからの福祉の充実などを含めて出されるほうがいいのではないのでしょうか。

(寺本委員)

前回から「我が事・丸ごと」が分かりにくいということで、国の施策なので、国もいろいろな背景がございます。地域共生社会実現本部という国の機関からスタートしておりまして、その考え方が「我が事・丸ごと」に繋がって、社会福祉法の改正や、介護保険の改正に繋がっているという流れがございます。それを含めて、国の方向性を用語解説のところに記載できたらと思います。

(陳委員長)

確かに私でも分かりにくい言葉だと思いますので、そちらのほうもご配慮いただければと思います。

(仲西委員)

197 ページの用語解説ですが、地域共生社会や「我が事・丸ごと」など書いていますが、下から3つ目の「地域包括ケアシステム」ですが、2025年問題を前面に出して、国が言い始めた当初の定義になっていると思います。最近では障がいや揺りかごから墓場まで、老若男女、障がいの有無を問わず変わってきています。その辺りをもう少し現在の定義に沿ったものにしていただけたほうがいいのかと思いました。

(事務局 篠原)

地域包括ケアシステムにつきましては、今までこのような形で高齢者の地域包括ケアシステムという位置付けだったのですが、88 ページの基本理念のところには書いていたのですが、国は高齢者だけの『地域包括ケアシステム』をさらに深化・推進と中ほどに書いています。子ども、障がいのある人すべてを含めた、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築という言い方で、さらに広げて構築することを目指しています。障がいのある人、子どもものことにつきましても用語のなかで含めていきたいと思っています。

(陳委員長)

では、議事3の第5章について、を事務局より説明をお願いします。

(事務局 篠原)

事前配布資料【冊子】「第8次芦屋すこやか長寿プラン2 1 (第5章)」について説明

(陳委員長)

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

(小林委員)

160 ページの地域支援事業のところ、地域支援事業費について、これが上がれば保険料も上がると思います。サービスの中身をどこに力をいれるかというのが、芦屋市らしさが出るころだと思えるのですが、何か見ることできるものがあるのでしょうか。

(事務局 篠原)

161 ページの右の表に書いていますように、介護保険の財源を使っております。第1号被保険者の財源はそれぞれ「介護予防・日常生活支援総合事業」も「包括支援事業」も23%財源が入っておりますので、増えれば保険料が上がるということになります。1つは地域支援事業費につきましては、一定の取り組みを市独自で決めることができます。もちろん医療連携などは国の施策として実施している部分もありますが、介護用品の支給事業や介護慰労金や徘徊のシステムなどは市によって取り組みはさまざま、そういう部分がこのなかに入っています。

ただ、一定介護保険の介護給付、予防給付とは違って国が上限を決めております。我われとしましても決められた財源の中で、実施する施策を今後検討、また、「スクラップ アンド ビルド」を含めて考えていけないということなのです。

ここでの伸びというのは財源の上限が決まっているなかで、補助金の上限に合わせて、市で事業の伸びを算出しています。

(加納委員)

在宅から施設になったら介護給付金が増えるとおっしゃいました。それは誰が払うお金が、どこへ増えて流れるという意味なのですか。

(事務局 篠原)

在宅で要介護など、サービスを使っておられる方が施設に入ったときに変わるかどうかについては、例えば、特別養護老人ホームに入ったときに、総額の費用が変わるかといえば、変わらない場合もあります。例えば、要介護3や要介護4の方で、サービスをそれほど利用

されていないような方が施設に入られますと、施設の利用の1ヶ月の報酬費が高い部分があります。在宅でサービスを受けている人の平均単価と、その施設でサービスを受けている人の平均単価を比べると、やはり施設で受けておられる方のほうが高い場合が多いです。施設が出来ることで施設に入る人が増えるということは、芦屋市からの介護給付費が余分に多く出ていく、つまり、保険料が上がるひとつの原因ではあるかと思います。

(加納委員)

保険料の話よりも、新規の市民の1人の利用について在宅と施設の比較をするとメリットはそれぞれどうでしょうか。

(事務局 松本)

介護保険サービスを利用していただきますと、事業所に介護給付が8割もしくは9割ありまして、利用負担額が1割もしくは2割ございます。在宅のサービスですと、例えば、要介護の方の訪問介護であれば1回いくらという形で設定がされていて、回数に応じた金額を払っていただきます。また在宅のなかでも、定期巡回といった月額のみ報酬のサービスもあります。その利用者負担が、施設サービスのほうが少し高いというところがございます。

(加納委員)

よく聞かれるのが、在宅で老老介護についてです。在宅で老老介護の人が多くなってくると思います。芦屋市の場合、できるだけ在宅でケアしていきたいという方が多いです。そういう人が一生懸命家族でケアしていらっしゃるけれども、よく質問で、施設に入ってもらったら家族としては金銭面でメリットがあるのか、施設に入れたほうが安くすむとか、高くつくのかなど言われるのはどう答えたらいいのかと思います。

(事務局 松本)

一概には言えません。施設によって異なる居住費等を含んだ総額は月十数万円のところから30万円以上かかる場合がございます。介護保険サービスの利用者負担に加えて居住費や、食費もかかってきます。

在宅での生活を支えるためということで、今までは、訪問介護など身体介助等するサービスを使う際に、何回までは介護給付でいけるけれど、それ以上超えると介護給付が受けられないということがありました。そういったところを少しでも守るために、定期巡回という形で、毎回長い時間入れるわけではないのですが、月に何回入っても定額というサービスや、小規模多機能とあって、利用者の希望に応じて訪問介護やデイサービスを何回利用して、またショートステイを利用しても、利用者負担は定額で在宅生活を支えるというようなサービスも出来てきている、という状況です。

(加納委員)

そういう方向に進んでいってほしいですね。在宅でできるように、その利用者に最高のサービスが在宅でも受けられる、そういう方向に進んでいけば施設ばかりの方向に向かないで、高齢者の幸せのために、介護のしやすい環境づくりにしていただければ、老老介護でも喜んでいただけるのではないかと。1人のためにこれだけ皆で支えあったという満足感になっていくかと思います。

1人ひとりのサービス、ケアマネジャーの作成するケアプランによって違うなど言われてしまうと、わたし達地域としては相談を受けても答えようがありません。ケアマネジャーと相談、高齢者生活支援センターに相談してくださいなど、そう言っています。

(事務局 松本)

日々変わる制度のことや、市内に実際そういったサービスを提供する事業所があるのかという情報は、そちらが一番把握しているかと思っております。国も介護人材が不足するなかで大きく見たときに施設で支えるとなりますと、在宅で支えるときよりも介護職員の数も2倍程度必要になるという試算等も出していますので、今回のこの計画でも見込んでおります

ように、定期巡回、小規模多機能といった在宅の方の生活を支えるサービスの整備に力を入れていきたいと考えております。

(小林委員)

地域密着型サービスの見込み量が「0」のものがあるということは、いまが「0」であっても芦屋市はどう増やすのか。159 ページのところ、在宅でできるだけ長くということの方向性があるならば、「0」のサービスというものが、もう少し数字として実績ではなく、このようにしていきたいということも反映させていけるのであれば、力も入れられるのではないかと思います。

(事務局 松本)

ただし、芦屋市として整備に力を入れたいのは、定期巡回や小規模多機能といったサービスです。

夜間対応型訪問介護は利用が実績として上がってきているのが「0」です。整備見込みも今のところないものですので、このような「0」という形になってしまっております。ただし、施設サービスではなく、あくまで居宅サービスになりますので、必ずしもこれをもって指定できないということではありません。もし実施してくださるような事業所がありましたら、全く指定しないというわけではございません。

(陳委員長)

その「0」に対しての説明というのを、このなかに盛り込むということですね。

(寺本委員)

夜間対応型訪問介護というのは、地域密着型サービスに指定をされておりますが、以前から人口 30 万人以上ほどの都市が対象となるサービスと言われておりましたので、当初から掘り起こしというものをしていない、というのが実情でございます。

(原 委員)

今の説明がよく分からなかったのですが、芦屋市は対象外ということですか。

(寺本委員)

対象外という意味ではなく、国で示しておりましたのが人口が 30 万人以上で適応できるサービスという表現をしておりました。それ以外の夜間対応型訪問介護については、その後定期巡回のサービスもできておりますので、本市としましてはそのサービスを優先して考えていくということです。

(原 委員)

先ほどの説明は、計画がないから「0」という説明ですか。

(事務局 松本)

夜間対応型訪問介護につきましては、利用実績が「0」ですので、見える化システムという国のシステムで推計しますと「0」となります。加えて現状で芦屋市の整備計画として夜間対応型訪問介護をあげておりませんので、「0」から動かす理由がありませんので、「0」という推計となっております。

(原 委員)

要は、国のルールに基づくとこうなります、ということですか。

(事務局 松本)

国の示す見える化システムを使うとこうなります。

(原 委員)

これを見たときに、これは平成 32 年度までだから目標値を書いているのかと理解しましたが、必ずしもそうではないのですか。

(事務局 松本)

推計値と、加えて 32 年度までの目標整備量で増やしているサービスについては増やせてい

るところです。

(原 委員)

まさに見えている分、実現可能性があって実施ベースに乗っている分は上げるということですね。

(事務局 松本)

おっしゃるとおりです。

(原 委員)

まだ具体化していないものについては机上のプランとして、想定しているものはおいていないということですね。

(事務局 松本)

先ほどパブリックコメントの説明の際に課長が申しあげましたように、待機者が多く、特別養護老人ホームについてもこちらに推計値を上げました。ただし、芦屋市の整備計画が特別養護老人ホームについては示せませんので、その推計値を基に、県の計画の数字を伸ばしていただくようヒアリングで説明します。

(原 委員)

芦屋市として、待機云々いろいろ考慮して、これくらいは必要だという、あるべき論ではないのですね。

(事務局 松本)

あるべきとして見込んでいるのが定期巡回や、小規模多機能、また特別養護老人ホーム、これが一番必要だと考えておりますので、整備計画等にあげて、実際の金額にも上げている形になります。

(原 委員)

難しいようですね。誤解のもとになりそうな気がします。

(陳委員長)

私も誤解しておりました。難しいです。他いかがでしょうか。

(佐野委員)

何度か出ている夜間対応型訪問介護ですが、その後定期巡回サービスができまして、夜間対応型に「昼間」に加えてという形で看護サービスを付けているということで、これが「0」であることは全国的にも別におかしい話ではないということです。ただ、看護小規模多機能型居宅介護が「0」というのが、整備計画があるなかでよいのでしょうか。

(事務局 松本)

154 ページ、表の上から4つ目に「小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）」と記載しています。両方の推計値は上げられないので小規模多機能を伸ばしています。

(佐野委員)

平成32年の段階であえて看護小規模多機能ではなく、看護ではない小規模多機能を計画しているのですか。

(事務局 松本)

小規模多機能に限るということではないのですが、実態として看護小規模多機能ではなかなか手が上がらないような実情がございます。そこは手を挙げてくださる事業者と協議しながら整備を進めていく形になるかと思えます。

(加納委員)

在宅で介護をしていると本当に疲れてきます。1日か2日でも預かっていただける所があるのか、それは一体どこへ入るのですか。そういったサービスはないのですか。

(事務局 篠原)

小規模多機能のサービスもありますし、もちろんショートステイも預かりがあります。小規模多機能も最近は入院中のベッドの空きも利用できるような形になってきています。要支援の方のショートステイも結構伸びてきているような状況になっております。そういったショートステイ、小規模多機能で預かっていただく形になるかと思えます。夜間のことをおっしゃっているのですね。

(加納委員)

夜間といいますか、介護する側にとってはひと休みしたいと思うその居場所というか、1日2日でも夜ゆっくりと休みたい。そうすればまた新しい力が出るかというときに高齢者を預かっていただける場があるのかということ、あじさいの会が希望しておられる認知症の方のお泊まり、これは解決したのですか。

(事務局 篠原)

いま在宅にいらっしゃるご家族の休息という意味でいくと、やはりショートステイ、小規模多機能のお泊まりということになってくると思えます。認知症の方につきましても同様にショートステイということになるのですが、なかなかショートステイの空きの状況が取れないような声があるのかもしれないとは考えています。おっしゃるように、夜間等認知症の方の介護が大変だということもあります。芦屋市におきましても施設整備のなかでショートステイ等についても今後、特別養護老人ホーム等の整備がある際には、ショートステイも含めて整備を進めていきたいと考えております。

(江尻委員)

最近あじさいの会に来られた方で、芦屋市以外に住まれている方で、その相談をどこにしたらいいのかとよく来られます。ご両親が全然違うところに住んでいて、そこに相談に行くには時間的にもお子さんがいらして無理なのか、その場所まで行かなくても芦屋市で相談すればちゃんとした回答がいただけるのだろうかなど、そういった不安を持っていらっしゃる方が多い。今後ますます遠距離介護などが増えると思えます。遠方に行かなくても芦屋市のどこかの窓口で相談すればちゃんと対話ができるような、そういう所を市民の方に分かっていただいて、ここに行けば大丈夫だということが、分からない者が聞きに行っても即答えが出るような場所が、一般市民の方にちゃんとわかっただけのようなことをしていただけたらいいなと思えます。

(事務局 篠原)

現在ご家族からの相談を受けることがあります。市外の方で制度の違うところもあるのですが、市役所の窓口でもそうですし、地域包括支援センターでもご家族からのご相談を受けて、介護保険制度等についてもご説明をさせていただきます。ご家族が住まわれている市や地域包括支援センターへ連絡先をお伝えするということは実際にあるかと思えます。おっしゃるように今後、1億総活躍ということで土日や働いておられる方のなかでの介護というものが増えてくるということで、国が掲げている相談を含めて、土曜日やいろんな形で相談が受けられるようにということを進めていくことになっています。芦屋市でも市民の方はもちろんですし、芦屋市に住まわれていて他市のご両親を介護されている方にきっちりと制度の説明や、どうしても繋いでいかないといけないところはきっちりと丁寧に繋いでいけるように、これまで以上に整備をしていきたいと思えます。ご意見としていただきます。

(陳委員長)

他に質問がなければ計画全体について何かご意見ございますか。なければ次にいきたいと思えます。

先ほど冒頭で申し上げましたように、今回の計画プロセスについて、委員の皆様から一言いただきたいと思えます。よろしくお願い致します。

まず、加納委員よろしいでしょうか。

(加納委員)

参加させていただいて、いろいろと違った角度から勉強させていただいてありがとうございました。

1人、85歳以上の高齢者でお元気な方なのですが、一生懸命介護保険料を払って、今まで自分の健康に気をつけて、さわやか体操などに参加しています。その方が自分のように介護保険料を払って、介護認定を受けないで元気である人に、少しぐらいはほめて貰う様なことはないのか、みんな施設に入ることばかり考えているということをおっしゃいます。

88歳になれば市からお祝い金が出ます。100歳になればもう少し出るけれど、介護保険料を真面目に納めて、介護サービスを利用しないで自分自身健康を保って頑張っているというのは努力賞を貰わないといけないと話したのですが、そういう方面からの何かいいことは考えられないのかと思っています。

(佐野委員)

この度も前回に引き続きありがとうございました。私の立場ですと、事務局サイドの気持ちになったり、実際この計画のなかで、大きい部分を介護事業者が遂行していくという意味では、責任を重く受けとめ、参加させていただきました。とくに今回の改正ではアウトカムということが言われていて、個人のアウトカムといいますか、事業者は利用者を元気にしたら評価が与えられます。その方には評価はないという話だと思いましたが、そう聞くとそういう視点もあるのだなと聞いていました。本当にありがとうございました。

(江尻委員)

私も前回と2回目ですが、2度目でも本当に素人なのでこの冊子を読んでもよく分かりません。素人でもわかりやすい施策をしていただいたら、皆さんが住みやすい芦屋市になるのではと思っています。ありがとうございました。

(横山委員)

本当に勉強になる会議でした。ありがとうございました。とても範囲の広い計画だと思いますので、私も分からない部分も多かったです。介護保険やそういうジャンルとは違った高齢者の起業であるとかリカレント教育、そういったところの課題をもう少し議論できればと思いました。

(仲西委員)

今回初めて参加させていただいたのですが、この計画に関わらず、だいたい人口10万人ぐらいまでの市町というのが行政のなかでの連携をとりやすいと言われていました。

先ほど「我が事・丸ごと」や地域共生社会、地域包括ケアシステムでも行政の縦割りをなくして連携というのがさらに必要になってまいりますので、更に今まで以上に連携をしていただきたいと思います。191ページに事務局として各課のお名前がありますが、介護予防事業や体操などその辺は健康づくりという視点もあるかと思っています。健康課も一緒になってやっていただければと思います。市役所と保健福祉センターとは場所も違いますのでやり取りしづらいと思いますが、その辺りも包括的に考えていただけたらと思います。

それと、地域包括支援センター、高齢者生活支援センターや社会福祉協議会などいろいろなところが委託先としてあります。委託先もすごく頑張っておられますが、委託元と委託先が今まで以上に連携していただいて、こういった介護保険事業計画や高齢者福祉計画、それから障害者福祉計画などの施策を委託元が主要で引っ張っていただければと思います。

(岩本委員)

今回初めて策定委員会に参加しました。今まで「すこやか長寿プラン」という名前は聞いていたのですが、事務局の方や各関係機関の方が、一語一句このように検討しあって作るプランということを知りまして、いい経験をさせていただきました。このプランで「高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるために」という文言があるのですが、民生委

員は以前から居場所作りなどしておりますので、今回「我が事・丸ごと」の言葉もすごく印象に残っています。小林委員が言われた「誰が主体としてこれを進めていくのか」ということで、民生委員としても市がおろしてくださって、それに乗っかればちゃんと動きますが、やはり居場所がないので、皆さんが地域でいきいきと暮らすためには、そういった場所を芦屋市に考えていただきたいと思っています。

昨日、福祉関係の集まりがありまして、地域住民の方と話し合いをしたのですが、福祉センターを知らない人がいらっしやいました。福祉センターがどこにあるのか、行き方を知らない、遠いのでどういけばいいのか、そういったこともありますので、こういうプランを1つ1つ芦屋市もこれから考えていただけたらと思いました。

(小林委員)

私は今回始めてこの委員を仰せつかってとても勉強になりました。ありがとうございました。たくさんいろいろ分からないことなど質問をさせていただき、自分自身にも大変たけになりました。最後のほうで介護保険料の話になり今も考えていたのですが、この保険料の設定1つを取っても芦屋市はすごく悩まれたのだらうと思います。保険料を据え置くということも、1つの判断です。私も含め被保険者の保険料が上がってしまうのか、上がっても積極的な施策をここでやっていくのか、そういったことで非常に悩まれた結果、今回のような形になっているのだらうと思っています。

途中、何回もお話したことですが、「芦屋すこやか長寿プラン21」というのが介護保険の事業計画と高齢者の福祉計画というのが合わさっているということについて、私もややこしくて分からないという話をしました。よくよく考えて今の時点で思うのは、そこが今後の為にはいいのかと思っています。私は社会福祉法人に属していますが、基本的に介護保険サービス事業の事業者としてでもありますし、社会福祉法人で勤務するものということで、介護保険の枠組みでやることと、それ以外で介護保険の枠でできないところを、一般施策でどうするかということと一緒に考えられるというのは、すごくいいんじゃないかと今は思っています。

是非ともいろんなアンケートなどを通じて、介護保険の枠組みで出来ることは当然やっていきますし、それ以外のところはこういった形で高齢者の福祉計画のなかに落とし込んでいけるかなど、次に議論になっていけばいいかと思っています。ありがとうございました。

(原 委員)

私も初めて参加させていただいたのですが、皆さんの意見と事務局の説明を聞いていまして、なかなか面白いというところがありました。それは若干ギャップがあるんですね。皆さんは市民目線なり現場目線でお話をされます。事務局は正確を記すために、これは改定のものですから“ゴロ”っと変えるわけにいかないというのがあります。私もかつて行政側にいましたのでその辺はよくわかります。なので、先ほど説明があった介護保険で、これを見て分かるかといえば、私はわかりますが市民の人はわかりません。でも、正確を記すためにはこうならざるを得ないというギャップ、ジレンマがあります。そこで、質問も含めてなのですが、概要版はいつ作られますか。

(事務局 篠原)

概要版については前回のときに横山委員からもご意見をいただきましたので、関西計画技術研究所のほうで、分かりやすいものを現在作成中です。それを含めて製本した折には皆様にお届けしたいと思っております。計画について議会に報告しまして、全ての承認をいただいた結果を反映させた概要版にはなりますので、3月末か4月上旬までに発行したいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

(原 委員)

以前も申し上げたのですが、これを工夫して、分かりやすくしたほうがいいという意見も

ありました。先ほどの資料を見ていて何となく思ったのですが、介護保険で市民の皆さんが関心があるのが保険料です。この資料を拝見すると、1号被保険者の保険料が据え置きという話がありました。前回の概要版で言いますと月額5,490円と書いています。市民の方が見れば額はわかっていますが、それがどうしたのかということです。前回課長が説明されたのは県が26番目という説明でした。上からか下からかはよく分かりませんが、もし書くとすれば兵庫県が“平均でいくら”です、“最高いくら”で“最低がいくら”ですということを書けば、芦屋市の保険料がどれくらいなのかイメージが浮かびます。

そうすれば市民と行政の壁が低くなってきます。皆さんどう思っているか分かりませんが、芦屋市は県下で一番恵まれています。神戸でこんなに細かい事業をしようとなると大変です。10万人というエリアも纏まっています。意識も高いです。それを活かしていくためには、もっとPRをして市民の協力を得ながら行政を進めていく。そういう目で見るとまだまだこの計画も工夫の余地があるのかという気はしています。

ただ、冒頭で申し上げたように、かなり修正をしていただいたので、これはひとつのステップだと評価しています。そういう意味で引き続きよろしくお願ひしたいと考えています。

(恩田委員)

今回初めて策定委員会に参加させていただきました。私自身、91歳になる叔母と自分の父と一緒に住んでおられて、叔母は認知症で特別養護老人ホームに入っていますが、芦屋市内をずっと待っていてもなかなか入れなくて、西宮市の甲子園の施設に入っています。

在宅で3年ほど私はフルタイムで仕事をしていて、夜も寝られない状態が3年ほど続いていたのですが、小規模多機能に入れていただいたので仕事で遅くなっても融通をきかせていただいたり、急遽でもお泊まりさせていただいたので大変助かりました。そのような需要は必ずたくさんあると思いますので、増やしていただけたら助かる方は大勢いらっしゃると思います。そこを検討していただけたらと思います。幸い父のほうは同じ91歳ですが、殆ど悪いところもなく、元気で有り難いと思っております。

今はシルバー人材センターの理事をさせていただいております。皆様の生きがいづくりと健康寿命を少しでも延ばせるような事業をして、お役に立てたらと考えております。ありがとうございました。

(寺本委員)

私のほうからお礼を兼ねて感想を申し上げたいと思います。まず、昨年1月から6回策定委員会を進めてまいりました。長い時間になりましたが、ご意見をたくさんいただきまして今後も障がいも含めて、この計画の推進のなかで、いろんな取り組みを進めていきたいと考えております。ご検討ありがとうございました。

昨日、芦屋市老人クラブ連合会の受賞者を囲む会というものがございました。当連合会につきましては、昨年4人の方が賞を受賞されておりました。お1人は地方自治功労賞ということで総務大臣から賞を受けられたり、育成功労賞ということで、その他の方については兵庫県知事の受賞をいただいております。そういったその人達の取り組みが老人クラブ連合会を大きくしてきましたし、また人数も増えてきたという状況が兵庫県内では大変珍しい状況として評価をされております。

先ほど恩田委員の話にもありましたように、シルバー人材センターも右肩上がりでも会員数も増えてきましたし、売り上げも右肩上がりと言われております。これも兵庫県内のみならず、全国的にも大変珍しい状況が進んでおります。本市は特に市民力という意味におきましては、インフォーマルな力が大変強い地域というように認識しておられて、また意識も大変高い方がいらっしゃいます。先ほど「我が事・丸ごと」の話をしていましたが、これも国が出してきて、これをいざ取り組んでいこうというときには、大きな意識改革を図っていくような取り組みになってくると理解しております。しかしながら、中身が曖昧にならないよ

うに、当然、市民と共存して行くこともそうですし、関係の事業所、民間企業を含めてこの問題について取り組んでいかないといけないと認識しております。ただそのときに、ぶれてはいけないのが我われ行政がしっかりとした責任主体になるという存在です。ここは絶対にぶれてはいけないと考えております。これから福祉のサービスもいろいろなサービスに繋がるという時代を迎えておりますので「すこやか長寿プラン」というのはその第1期のプランになるだろうと理解をしております。

今後とも皆様、策定委員会が終わりましたも、またご意見を頂戴致しまして、我われも施策を推進していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

本日はどうもありがとうございました。

(陳委員長)

ありがとうございました。私も今回初めてこのような重責をいただいて、初めて委員長という席を経験させていただくことで、大変つたない進行で申し訳なく思いますし、反対に私が皆様から学ばせていただいたことがすごく多く、今回の経験をこれからの自分の研究と教育に活かしていきたいと強く思います。

今回の計画ですが、皆様の話にもありましたように、いろんな課題がまだ残っているかと思っております。私は「我が事・丸ごと」に関しては、今日もいろいろ質問が出ていましたが、ある意味いいと思えました。今まで介護保険は高齢者だけのための制度と考えられていたのですが、これからは高齢者を介護する家族や、障がい児や子ども達など幅広く受け皿を作ってサービスを提供できる、そうすると受け皿があることで、もれる人達がいなくなるというのはいいかと思っております。小林委員がおっしゃっていたように果たしてサービスの提供だとか、実施主体がどこにあるのかというのをもっと明確にする必要があるのではないかと思っております。

もう1つの「我が事・丸ごと」に関することなのですが、サービスを受けることもいいですし、行政の役割が無くなってしまわないかという心配もあります。行政は仕組みづくりだけではなくて、これからは見えない対象者に対してのアドボカシーという面でも支えていただきたいと強く思っております。特にアンケートのなかに出ていた、1人では災害の時に避難できない人達をこれからどうしていくのかという事に対してもご対応いただきたいと思っております。もう1つ上がったことで、やはり情報が増えている社会であります。その中で情報に埋もれている人たちもいると今回そういったご意見もありましたけれど、そういったところにも情報をどう扱うのか、どう見せていくのか、アクセスできるのかということも課題だと思っております。

今日は最後の委員会ということですが、これからも続いていくわけです。そういう意味では私もどういう立場かわかりませんが、このような素晴らしい芦屋市です。特に認定率も下がっているとか、市民力の強い芦屋市に自分自身も関わっていきたくと思っております。ご縁と思ひまして、これからもどうぞよろしくお願い致します。

本当に皆様、いろいろ貴重なご意見、特にお忙しいなか集まっていたいただいてありがとうございます。これをもって終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

事務局より何かございますか。

(事務局 篠原)

先ほどのパブリックコメントの件ですが、1月26日まで募集いたしまして、結果は3月にホームページで公表予定でございます。今後1月末から2月にかけて芦屋市の推進本部の幹事会、本部会、それから社会福祉審議会でご意見をいただき、2月22日に議会へ報告予定となっております。最終的には介護保険の条例も3月に改正しまして、3月末から4月にかけて皆様に冊子として結果も含めてご報告できると思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

事務局も第6回のなかで大変お世話になりありがとうございました。特に「新規」「充実」

という文言の追記について意見をいただいて記載したところは書いたからには責任をもって取り組んでいきます。引き続き皆様の関係団体，市内事業所，市民の方の協力で出来ることを進めてまいりたいと思います。

お世話になりました。ありがとうございました。御礼を申し上げます。

(陳委員長)

これで本日の議事を終了致します。ありがとうございました。

以上